採捕の種類	海域	期間	係数
沖合底びき網漁業	北緯42度１分東経143度９分２秒の点（旧幌泉灯台中心点）と青森県下北郡大間町大間埼突端とを結ぶ線以南、青森岩手両県界正東の線以北、青森県下北郡東通村尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東、東経142度29分47秒の線以西の太平洋	平成29年５月１日から平成29年６月30日まで	10
	青森岩手両県界正東の線以南、岩手宮城両県界正東の線以北の太平洋	平成29年３月１日から平成29年４月30日まで	
	岩手宮城両県界正東の線以南、茨城千葉両県界正東の線以北、水深500メートル以深の太平洋	平成29年２月１日から平成29年３月31日まで	
小型機船底びき網漁業（うち手繰第１種漁業）	青森県下北郡東通村尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東の青森県の地先水面	平成29年５月１日から平成29年６月30日まで	1

⑷　さわら

さわらの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

さわらの漁獲努力可能量は、３月から翌年２月までのさわら流し網漁業の漁獲努力量で121,461（隻日）とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

採捕の種類	海域	期間	係数
中型まき網漁業（うちさわらを採捕目的とするもの）	瀬戸内海	平成29年６月１日から平成29年８月31日まで	10
はなつぎ網漁業		平成29年５月６日から平成29年６月15日まで	5
さわら流し網漁業	⑴　瀬戸内海 ⑵　宇和海	平成29年４月１日から平成29年７月31日まで及び平成29年９月１日から平成29年12月31日までの期間から府県別に定める期間	1
さわら船びき網漁業	瀬戸内海	平成29年５月１日から平成29年６月15日まで	5

⑸　とらふぐ

とらふぐの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

とらふぐの漁獲努力可能量は、１月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第３種漁業であってとらふぐを採捕するもの及びその他の小型機船底びき網漁業の漁獲努力量で7,953（隻日）とする。

採捕の種類	海域	期間
小型機船底びき網漁業（うち手繰第３種漁業であってとらふぐを採捕するもの及びその他の小型機船底びき網漁業）	三河湾	平成29年10月１日から平成29年10月31日まで
小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業）	伊勢湾	平成29年11月１日から平成29年11月30日まで

⑹　まがれい

まがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

まがれいの漁獲努力可能量は、１月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第１種漁業の漁獲努力量で10,288（隻日）とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

採捕の種類	海域	期間	係数
沖合底びき網漁業	青森県東津軽郡龍飛埼突端正西の線以南、北緯39度の線以北、東経138度30分の線以東の日本海	平成29年９月１日から平成29年10月31日まで	2
小型機船底びき網漁業（うち手繰第１種漁業）	秋田県の地先水面から山形県の地先水面まで	平成29年９月１日から平成29年10月31日まで	1
小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業）	次のア、イ、ウ、エの４点を順次結んだ３線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア　山形新潟両県界の最大高潮時海岸線上の点 イ　アから西北西の線上15海里の点 ウ　新川河口中心点と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点とを結ぶ線上新川河口中心点から10海里の点 エ　新川河口中心点	平成29年９月１日から平成29年10月31日まで	2
かれい固定式刺し網漁業	秋田県の地先水面（ただし、第２種共同漁業権水域を除く。）	平成29年２月１日から平成29年３月31日まで	0.5
	山形県の地先水面	平成29年３月１日から平成29年４月30日まで	0.5

⑺　まこがれい

まこがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

まこがれいの漁獲努力可能量は、１月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第２種漁業及び手繰第３種漁業の漁獲努力量で16,260（隻日）とする。

採捕の種類	海域	期間
小型機船底びき網漁業（うち手繰第２種漁業及び手繰第３種漁業）	周防灘	平成29年１月１日から平成29年２月10日まで